

施設基準に関する事項について

次に掲げる項目について必要な人員、体制、施設及び備品等が整備されており、当該基準を実施する保険医療機関として届出を行っています。

■基本診療料施設基準

- 急性期一般入院料4
- 救急医療管理加算
- 診療録管理体制加算1
- 医療安全対策加算2
- データ提出加算2
- 地域包括ケア病棟入院料2
- 退院支援加算2
- 医師事務作業補助体制加算1「40対1」
- 医療安全対策地域連携加算2
- 病棟薬剤業務実施加算
- 臨床研修病院入院診療加算
- 急性期看護補助体制加算50対1
- 患者サポート体制充実加算
- 感染防止対策加算2
- 後発医薬品使用体制加算3

■特掲診療料施設基準

- 喘息治療管理料
- 検体検査管理加算I
- CT撮影及びMRI撮影
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)
- がん患者リハビリテーション料
- 外来放射線治療加算
- 画像誘導放射線治療加算
- 抗悪性腫瘍剤処方管理料
- 外来放射線照射診療料
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 経皮的冠動脈ステント留置術
- HPV核酸検出(簡易シエノタイプ判定含む)
- 人工肛門・人工膀胱造設前処置加算
- 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- 胃瘻造設術
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 人工腎臓 慢性維持透析を行った場合1
- 導入期加算1
- 乳腺悪性腫瘍手術(乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの及び乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))
- 組織拡張器による再建手術(一連につき)(乳房(再建手術)の場合)
- ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)
- 食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- 眼科点数表第2章第10部手術通則5及び6に掲げる手術
- 薬剤管理指導料
- コンタクトレンズ検査料(1)
- 外来化学療法加算
- 運動器リハビリテーション料(I)
- 麻酔管理料I
- 高エネルギー放射線治療
- 体外照射呼吸性移動対策加算
- 体外衝撃波胆石破砕術
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 大腸CT撮影加算
- 夜間休日救急搬送医学管理料
- がん治療連携計画策定料
- 時間内歩行試験
- 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- 在宅患者訪問看護・指導料
- 緑内障手術(緑内障治療インプラント挿入術(プレートのあるもの))
- センチネルリンパ節生検(乳癌に係るものに限る)
- 乳腺悪性腫瘍手術における乳癌センチネルリンパ節加算
- 医療機器安全管理料1・2
- 画像診断管理加算(I)
- 無菌製剤処理料
- 呼吸器リハビリテーション料(I)
- 放射線治療専任加算
- 直線加速器による定位放射線治療
- 1回線量増加加算
- CT透視下気管支鏡検査加算
- 強度変調放射線治療(IMRT)
- 外来リハビリテーション診療料
- 救急搬送看護体制加算
- 経皮的冠動脈形成術
- バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- 腹腔鏡下肝切除術
- 輸血管理料II

■歯科口腔外科に関わる施設基準

- 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- 歯科口腔リハビリテーション料2
- 精密触覚機能検査
- 歯科治療総合医療管理料
- 歯周組織再生誘導手術
- 歯科外来診療環境体制加算1
- クラウン・ブリッジ維持管理料